



県税休日納税窓口の開設

埼玉県では、自動車税や個人事業税など、県税について納税窓口を開設します。また、納税に関するご相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

日時 11月21日(日)

午前9時～午後5時まで

場所 春日部県税事務所

問合せ先

☎048(737)2110

埼葛斎場組合からのお知らせ

内容 小動物(犬・猫など)の火葬業務

受付時間

午前8時30分～午後3時

お休み 友引の日及び

1月1日(土)～1月3日(月)

問合せ先 埼葛斎場組合

☎048(752)3441

よくわかる ひきこもり講座開催

その実態と接し方を学ぶ、内容今、「ひきこもり」は大きな社会問題となっています。今回、不登校やひきこもり等を専門に相談を行っている講師をお招きし、ひきこもりを理解し、その対応を学びます。

日時 12月4日(土)

午後2時～4時
会場 埼玉県立久喜図書館 視聴覚ホール

講師 サイコセラピーインターナショナル院長 皆川 邦直 先生

対象 実際に今お困りのかた、思春期のお子さんがあるかた(定員140名)

費用 無料

問合せ先

幸手保健所(精神保健担当)

☎(42)1101

地域生活支援センターベルベール

☎(25)2755

障害者手帳等を申請する際の診断書料の助成を開始します

対象者 町に住所を有し、生活保護受給または住民税非課税世帯のかたで、平成16年10月以降に、次のいずれかの申請の際に診断書を必要とされたかた

身体障害者手帳の交付(程度変更)申請

更生医療の給付申請

補装具の交付(修理)申請

精神障害者保健福祉手帳の交付

申請および精神保健通院医療費公費負担の給付申請

平成16年9月30日以前の手帳等の申請分については、助成の対象外となります。

補助金の額 診断書の文書料について、限度額5000円の範囲内で助成

申請方法 診断書料の領収書、

印鑑(「認め印」可)、預金

消費税改正のお知らせ

消費税法の一部が改正され、原則として平成16年4月1日から適用されています。

主な改正点は、次のとおりです。

1 事業者免税点の引下げ

納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1,000万円(従前3,000万円)に引き下げられました。

《適用関係》この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。したがって、個人事業者は、平成17年分から適用されます。

2 簡易課税制度の適用上限の引下げ

簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(従前2億円)に引き下げられました。

《適用関係》この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。したがって、個人事業者は、平成17年分から適用されます。

3 課税期間の特例(課税期間の短縮)の改正

新たに1か月の期間を課税期間とする特例が設けられました。

《適用関係》この改正は、平成16年4月1日以後

開始する年または事業年度(3月ごとの課税期間特例の適用を受けている事業者は平成16年4月1日以後開始する課税期間)から適用されています。

4 中間申告の申告・納付回数改正

直前の課税期間の年間確定消費税額が4,800万円(地方消費税込みの場合6,000万円)を超える場合には、年11回の中間申告・納付を行うこととなりました。

《適用関係》この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されています。したがって、個人事業者は、平成17年分から適用されます。

5 総額表示の義務付け

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税相当額(地方消費税相当額を含みます)を含めた価格を表示することが義務付けされました。

《適用関係》この改正は、平成16年4月1日から適用されています。

問合せ先 春日部税務署 ☎048(733)2111

児童館

図書館

B&G海洋センター

保健センター

募集します

お知らせ

通帳(郵便局以外の金融機関のもの)をご持参のうえ、福祉課窓口までお越しください。
申請・問合せ先
福祉課障害者福祉係
内線163・164

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度のご利用

この制度は、中学校に入学予定の児童を養育しているひとり親家庭などに、お子さんの入学準備に必要な経費の一部を助成するものです。
対象となるかたは次の要件のすべてを満たすかたです。

母子家庭の母、父子家庭の父または父母のない児童を養育しているかたであること。
養育しているお子さんが、平成17年4月に中学校に入学予定であること。

市町村民税非課税世帯であること。
生活保護受給中でないこと。

就学支度金の額
中学校に入学する児童1人につき1万円。
申請受付 12月28日(火)までに支給申請書を福祉課児童福祉係へ提出してください。
支給申請書は福祉課にあります。
問合せ先 福祉課児童福祉係
内線163・164

高岩わんぱくランド (園庭開放)

保育所の園庭・遊戯室を使って

親子で楽しいひとときを過ごしませんか?
遊びをとおして、親子のふれあいを深め、お友だちをつくり、子育てに関する情報交換など、子育て真っ最中のお母さんがたを応援します。

実施日

水曜コース	木曜コース
12月8日	12月9日
1月19日	1月20日
2月2日	2月3日

(西コースとも毎月1回)

時間 午前9時30分~11時
場所 町立高岩保育所

対象 1歳~就学前の児童と保護者

定員 30組(申し込み順)
申込み・問合せ先 11月16日(火)午前9時~午後4時までに電話で受け付けます。
高岩保育所 ☎(92)7582

介護保険料の納付は便利な口座振替で

介護保険料の納付は、安全、便利で確実な口座振替がご利用できます。お申し込みは、通帳をお持ちの金融機関の窓口で手続をお取りください。

振替日は偶数月の末日(金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日)です。振替日前月末までに口座振替依頼書が到着したものを口座振替します。それ以降に到着したものは、次の偶数月からの振替となります。金融機関で受け付けをしてから高齢

福祉課に送付されるまでに数日かかりますので、その日数を考慮して、お早めに手続をしてください。
なお、振替口座の変更については、手続方法及び変更後の口座からの振替開始は同様の取り扱いとなります。

口座振替取扱金融機関

埼玉りそな銀行	本・支店
南彩農業協同組合	本・支店
埼玉信用金庫	本・支店
足利銀行	本・支店
三井住友銀行	本・支店
武蔵野銀行	本・支店
UFJ銀行	本・支店
中央労働金庫	本・支店
りそな銀行	本・支店
郵便局	本・支店

家庭で不用になった「タイヤ、バッテリー」の有料受け入れを実施します

日時 11月28日(日) 午前9時~正午 午後の受け付けは行いません。
会場 蓮田白岡環境センター(篠津1279-5)

タイヤ、バッテリー引取単価 1本(個)当たり (消費税込み)

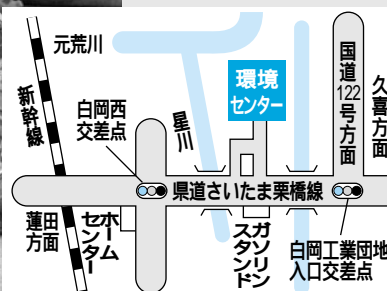
	タイヤ	ホイール
オートバイ、自転車用	100円	100円
軽自動車及び乗用車用	300円	200円
4WD車用及び2トントラック用	500円	300円
4トントラック用	1000円	500円
大型トラック用	2000円	1000円
農機具用(直径50cm以下)	500円	300円
農機具用(直径50cm以上)	1000円	500円

タイヤがホイールに装着された場合でも引き取りますが、それぞれの合計料金となります。

オートバイ用バッテリー	100円
乗用車用バッテリー	200円

大型車及び産業機器用は取扱いできません。

問合せ先 蓮田白岡環境センター庶務課リサイクル係 ☎(92)8839
生活環境課環境衛生係 内線153・154



問合せ先 高齢福祉課介護保険管理係
内線174・175

年金と税金 『扶養親族等申告書』を提出してください

老齢年金は所得税法上「雑所得」として課税の対象になります。支払う年金から各種控除を行い、残りの額に一定率をかけた額が所得税となります。
各種控除を受けるためには、毎年11月中旬に社会保険業務センターから送付される『扶養親族等申告書』の提出が必要です。ただし、障害年金や遺族年金を受けているかた、老齢年金の支給額が年額158万円(65歳未満の場合は108万円)未満のかたは課税の対象外ですので、『扶養親族等申告書』は送付されません。

配偶者や扶養親族がいなかったとしても、この申告書を提出しないと、公的年金控除や基礎控除が受けられず税金を多く徴収されてしまいますので、社会保険業務センターに必ず提出してください。提出期限は12月1日(水)です。
なお、申告書の未提出や提出し